#### く対策のポイント>

地理的表示(GI)保護制度の活用・GIの海外との相互保護実現のため、GIの登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、 海外における模倣品の調査を踏まえ、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援します。

# <政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(8,071億円[平成29年]→1兆円[平成31年まで])

#### <事業の内容>

# 1. 地理的表示保護制度活用促進事業

- 国内外におけるG I 登録申請、展示会の開催、海外での侵害対策等を支援します。
- ① G I 保護制度の推進
  - GIの申請を支援する窓口(GIサポートデスク)を設置します。
- ② 知的財産・地域ブランドビジネス化支援 G I 産品の紹介やG I 保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。
- ③ 海外でのGI保護・侵害対策 海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用への対応を支援します。

#### 2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業

- **海外でのG I 使用の監視・情報発信、日EU・EPAの発効に向けた調査**を行います。
  - ① 海外知的財産保護・監視委託事業 海外での我が国GI産品の模倣品やGI産品の名称を監視します。
  - ② G I 産品情報発信委託事業 国内外の事業者及び消費者に向けて、G I 産品の魅力を複数言語で発信します。
- ③ 日EU・EPAの発効に向けた調査委託事業 日EU・EPAで合意したGI保護のルールの周知徹底等を行います。

# <事業の流れ>



# く事業イメージ>

1①GI保護制度 の推進 GI保護 制度と 産品の PR支援

- 1②知的財産・地域ブランドビジネス化
- 2②GI產品情報発信委託事業

GIの登録推進・普及促進

2①海外知的財産 保護·監視委託事業 不正 使用 発見!

1③海外でのGI保護・侵害対策

海外でのGI侵害対策を通じた我が国食料産業のグローバル化を促進

# 2③日EU·EPAの発効に向けた調査委託事業

日 E U・E P A で合意したG I 保護のルールの周知徹底 協定上検討事項となっている日本国内でのEU産GIチーズの加工ルールの検討

[お問い合わせ先] 食料産業局知的財産課(03-6738-6317)